

「一般社団法人設立の基本コンセプト」

2016. 2. 26.

今期、日本ライオンズ連絡事務所とライオン誌日本語版事務所が「日本ライオンズ事務所」として合併したのを契機として、運営の合理化と事務の簡素化を目指しつつ、更に将来的な目標として8複合地区自体の組織についても、法人化を進めようとするものであります。

その結果として、ライオンズクラブ国際協会と各複合地区間或いは各複合地区間において情報の伝達の迅速化・適正化を図り、加えて複合地区ガバナー協議会へのサポートの充実並びにライオンズクラブ国際協会或いは各ライオンズクラブそのものへの支援の強化を可能とするものであります。

今般の一般社団法人化はライオンズクラブ全体を法人化するものではありませんが、一般社団法人法にもとづいた法人として日本ライオンズ事務所を運営することになり、組織の基礎がしっかりし、これまでの「その他の任意団体」扱いと比べて社会的信用が得られます。

一般社団法人日本ライオンズ 定款の骨子

2016. 2. 26

1. 名称（第1条）

一般社団法人日本ライオンズ

2. 事務所（第2条）

東京都中央区

3. 目的（第3条）

この法人は、ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、ライオンズクラブ国際協会と330～337複合地区間並びに330～337複合地区内における適正・迅速なる情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、もってライオンズクラブ及びクラブメンバー間の相互理解と融和と友情親善を図り、ライオニズムの高揚に寄与し、ライオンズクラブの発展を目的とする。

4. 事業（第4条）

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ライオンズクラブ国際協会から発せられる方針、通達、連絡、指示その他一切の事項を受領し、330～337複合地区として適正に検討し意見をまとめ、ライオンズクラブ国際協会に情報を発信し、必要があればこれを当複合地区内に速やかに伝達して周知を図るなど複合地区ガバナー協議会に関する事業
- (2) 日本のライオンズクラブの発展又はクラブメンバーの福利厚生を増進のための事業
- (3) ライオンズクラブ国際協会の製作した物品、印刷物の頒布及び国際会費関係に関する事業
- (4) ライオン誌日本語版の編集発行その他情報発信に関する事業
- (5) 不動産の取得・賃貸借に関する事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

5。社員（第6条）

正社員（別紙）

賛助社員 複合地区ガバナー協議会の8複合地区（第43条）

6。社員総会（第12条）

正社員をもって構成する。

7。社員総会の開催（第14条）

年4回以内

8。役員（第22条）、社員総会にて選任（第13条）

理事 35名以内（別紙）

監事 4名以内

理事のうち（理事会にて選任・第23条）

代表理事（1名）

執行理事（10名以内）

任期

理事1年

監事2年

※役員の再任は無い事、役員は無報酬である事を確約する。

9。理事会（第33条）

年4回以上

10。会費（第46条）

正社員は会費なし（クラブメンバーとして支払っている会費とは別）。

賛助社員は賛助会費を支払う。

法人化の解説

2016. 2. 26.

われわれが実現化を目指している法人は、人の集合体を中心とする「一般社団法人」です（以下単に法人化といいます）。

これは、株式会社における株主に相当する「社員」（次期、全国の地区のガバナー及び現国際理事を予定中です）が中心となる組織ですので、「社員総会」という会議が一番重要なものです。

では、これから何を法人化するのか、どのような機能を持たせるのか、そのことによってどのようなメリットがあるのかについて説明致します。

端的に言うと、ライオンズクラブ国際協会（以下単にLCIといいます）と日本における各ライオンズクラブとの間の「架け橋」としてこの役割を担わそうとするのがこの法人の役目です。

このような架け橋（法人化）を作っても、これまでの8つの複合地区自体や8複合地区ガバナー協議会といった組織が無くなるわけではありませんし、逆にこれらの組織をサポートを強化することになりますし、また8複合地区自体は、それぞれこの法人の賛助社員になって頂き、内部的にも力強い協力関係を築くことになります。

法人化のメリットについて以下箇条書きを致します。

1. LCIと日本のライオンズクラブとの間が風通しの良いものになり（情報の双方向）、LCIがこれまで以上に近い存在となります。
2. 法人としての登記がなされて人格を取得しますので、社会的地位が確立し、信用の向上にもつながります。将来事務所などの不動産の取得も可能となります。
3. これまでは、財産管理が特定の個人名義となっていたものが、法人化によって、法人自体が管理・運営を図ることにより財産管理の明瞭化と安定化が得られます。
4. 行政機関や他の諸団体との関係において、法人としての対等な形を示すことができ、より良い協力関係を構築できます。
5. 将来MD、準地区、単一クラブが法人化を目的とした場合、その可能性が大変高くなりますし、またこの法人自体が将来公益法人への移行を目指す場合に大きなステップとなります。

以上

一般社団法人 日本ライオンズ 組織図

2016.3.21

